

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

市内全域 1,762,920 世帯（令和 3 年 4 月 1 日時点）から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに 18 か所の収集事務所や委託事業者（古紙・古布は資源集団回収業者）が収集を行っています。分別品目は、平成 17 年 4 月から 10 分別 15 品目で実施しています。収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は 77,137 か所です（令和 3 年 3 月末時点）。

(1) 燃やすごみ

週 2 回（月・金又は火・土）収集し、市内 4 か所の焼却工場及び市内 4 か所の中継輸送施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみ、汚れた紙、ストローやおもちゃなどのプラスチック製品、紙おむつ、少量の木の枝、板などです。中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に燃やすごみだけを入れて排出します。

(2) 燃えないごみ

週 2 回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内 8 か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、ガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱などで包み、「ガラス」「陶器」など品名を表示して排出します。

(3) スプレー缶

週 2 回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内 8 か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、ヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋にスプレー缶だけを入れて排出します。


(4) 乾電池

週 2 回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内 1 か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、マンガン乾電池、アルカリ乾電池などで、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に乾電池だけを入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池などは、行政では収集しておらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装


週 1 回（月～土のいずれか）収集し、市内 3 か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品が入っていたもの（容器）や、包んでいたもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、主にプラスチック製容器包装類のマーク  のあるものが対象です。

プラスチック製容器包装の中身を使い切り、中を軽くゆすぐ又は拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋にプラスチック製容器包装だけを入れて排出します。

(6) 缶・びん・ペットボトル

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む。）が入っていた缶とガラスびん及び飲み物・酒・みりん・しょうゆなどが入っていた  マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中ぶたなどを外して中をゆすいでから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(7) 小さな金属類

週1回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日）収集し、市内4か所のストックヤード等に搬入しています。

主な対象品目は、なべ、フライパン、やかんなど、一番長い辺が30cm未満かつ大半が金属でできているもので、袋に入れずに排出します。ただし、細かくて散乱する恐れのあるものは、まとめて透明又は半透明の袋などに入れて排出するほか、刃物など危険なものは新聞紙などで包み、品名を表示して排出します。

(8) 古紙（「新聞」「段ボール」「紙パック」「雑誌・その他の紙」）

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目で、紐でしばって（大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて）排出します。

※ 平成17年4月からの分別開始以降、行政による収集を行っていましたが、現在は、資源集団回収により収集されています。ただし、拠点回収（市民利用施設に設置している資源回収ボックスや各区の収集事務所が実施している資源物のセンターリサイクル）や「ふれあい収集」などでは、行政による収集を実施しています。

(9) 古布

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に古布だけを入れて排出します。

※ 平成17年4月からの分別開始以降、行政による収集を行っていましたが、現在は、資源集団回収により収集されています。ただし、拠点回収や「ふれあい収集」などでは、行政による収集を実施しています。

(10) 粗大ごみ

金属製品は一番長い辺が30cm以上のもの、それ以外（木製品やプラスチック製品など）は一番長い辺が50cm以上のものが対象です。事前申込み制で、電話又はインターネットなどのICTツールにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。また、市内4か所に、自己搬入場所を設け、受入れを行っています。

処理は有料ですが、生活保護世帯や、障がいのある方が属する世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

なお、家庭から収集した粗大ごみのうち、まだ使うことができる「家具類」などを、リユース品として、イベントや一部の資源循環局関連施設などで展示し、市民の皆様を提供しています。

リユース品提供状況

(単位：個)

年 度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※
総 提 供 数		3,336	2,796	2,671	2,517	38
内 訳	常設展示場所	2,914	2,389	2,191	2,170	38
	イ ベ ン ト	422	407	480	347	0

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は 4 月 8 日からリユース品の提供を中止しました。

2 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

ア ふれあい収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などを対象に、玄関先などまで収集に伺う「ふれあい収集」を、平成 16 年度から実施しています。また、ごみが出ていない場合の声かけを平成 22 年度から開始しました。

イ 粗大ごみ持ち出し収集

粗大ごみを持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などを対象に、自宅内に入って収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を、平成 13 年度から実施しています。

ウ 狭あい道路収集

道路が狭く収集車が通行できないため、集積場所を自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車でごみを収集します。

各業務の件数

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ふれあい	6,214 世帯	6,947 世帯	7,334 世帯	7,706 世帯	8,279 世帯
粗大ごみ持ち出し	9,525 件	11,041 件	12,077 件	12,938 件	12,154 件
狭あい道路	35,517 世帯 (2,291 か所)	38,518 世帯 (2,471 か所)	41,486 世帯 (2,638 か所)	42,698 世帯 (2,715 か所)	43,181 世帯 (2,839 か所)

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、平成 28 年 12 月 1 日に施行された「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

いわゆる「ごみ屋敷」対応件数

(単位：件)

年 度	近隣への影響が 解消等された件数	うち、条例に基づく排出支援に より解消された件数
平成 28 年度	26	8
平成 29 年度	47	20
平成 30 年度	40	27
令和元年度	37	15
令和 2 年度	20	8

3 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）により「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。

この規定を受け、横浜市は原則として事業系ごみを収集しないため、事業者が自己処理するか、地方自治体から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類されており、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。

本市の焼却工場では、資源化可能な古紙等を除く一般廃棄物を受け入れています。

4 動物の死体処理

犬・猫等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）、又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育で合同火葬（出張回収）希望の場合は、手数料（6,500円／個）を徴収しています。

犬・猫等動物の死体処理状況（令和2年度）

(単位：個)

種類	区分	処理個数	内 訳	
			飼 育	遺 棄
犬		451	438	13
猫		4,141	666	3,475
そ の 他		6,005	173	5,832
計		10,597	1,277	9,320

5 ごみ処理原価年度別推移

(単位：円／トン)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
ごみ処理原価	40,403	39,029	40,079	41,408	40,988	
内 訳	収 集 運 搬	27,163	26,777	27,122	27,876	28,043
	処 分	13,240	12,252	12,957	13,532	12,945

※ ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、処分（焼却、埋立て、資源化）に係る人件費、物件費、減価償却費から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。